

## 障害のある学生の修学・就職支援促進事業 審査要項

障害のある学生の修学・就職支援促進事業において支援する事業の選定に係る審査は、本審査要項により行うものとする。

### I 審査方法

審査は、外部有識者からなる「障害のある学生の修学・就職支援促進事業委員会」（以下「委員会」という。）において、「書面審査」及び必要に応じて行う「面接審査」により行い、これに基づく合議審査により選定候補事業を決定する。文部科学省は、委員会の決定を十分尊重し、選定事業を決定する。

#### 1 書面審査

委員は、申請書に基づき書面審査を行う。審査にあたっては、「II 審査方針」の評価項目及び評価基準に留意しつつ、評価を行う。

#### 2 面接審査

委員は、申請書及び書面審査の評価結果に基づき面接審査を実施する。面接審査は、書面審査の後、必要に応じて実施する。

面接審査の実施方法については別に定める。

#### 3 委員会における合議審査

書面審査及び面接審査の結果に基づき、委員会の合議審査を行い、選定候補事業を決定する。

### II 審査方針

#### 1 評価項目

選定にあたっては、以下の点に留意して審査を行う。

#### ①【大学や学生等からの相談対応】

大学等のネットワークや既存の障害学生支援ネットワークを活用し、大学等からの支援体制の整備や支援方法についての相談、合理的配慮の提供や支援内容等に関して困りごとを抱える学生等からの相談に対して、専門的な助言や提案等を行う事業となっているか。

②【組織的ネットワーク構築の推進】

連携プラットフォームへの参加大学等を増やすだけでなく、地域における障害学生支援ネットワークの形成支援や既存の障害学生支援ネットワークとの連携等を行う事業となっているか。

③【取組事例の収集・展開】

各大学等で取組が進んでいないもの（情報公開、就職支援等）やコロナ禍における合理的配慮の提供等についての取組事例の収集・展開を行う事業となっているか。

④【心のバリアフリー促進に向けた取組】

学生が学生をサポートするピア・サポートを「障害の社会モデル」の観点から効果的に実施する方法の検証や事例収集等を行うなど、学生への「心のバリアフリー」促進に向けた取組を行う事業となっているか。

⑤【成果の集約と普及・展開】

得られた知見等の成果を集約し、全国の大学等に普及・展開を行う事業となっているか。

⑥【事業目的、目指すべき姿】

申請する事業の目的や目指すべき姿が明らかにされているか。

⑦【事業の広域的な広がり】

事業が特定の大学や地域に限定されることなく、広域的な広がりを想定した構想・計画となっているか。

⑧【学生、大学、社会のニーズに応える工夫】

学生、大学、社会のニーズを不断に収集・分析できる工夫や、それを踏まえた柔軟な事業展開を図ることができる工夫が構想・計画されているか。

⑨【連携体制・マネジメント体制】

事業を効果的に運営していくために、代表校を中心とした連携校や参加機関・参加企業等との連携体制や、事業のマネジメント体制（事業実施組織とその役割、実現可能性等）が明らかにされているか。また、これらの機関の役割分担や協力内容についての考え方が明らかにされているか。

## ⑩【達成目標・アウトプット・アウトカムの設定と自己評価】

上記①～⑤の推進について、その進捗状況を明確化する観点から、①～⑤それぞれに関する定量的な指標を用いた達成目標・アウトプット・アウトカムが設定されているか。また、現状分析に基づいて申請事業独自の達成目標・アウトプット・アウトカムが設定されているか。特に、⑤の成果の集約や普及・展開については、単にウェブサイトに掲載するだけでなく、普及・展開をどのように行っていくかが設定されているか。

さらに、これらの達成目標を用いて、自己評価を実施し、柔軟に事業を改善できる工夫や仕組みが構想・計画されているか。

### 2 書面審査における各評価項目の評価

書面審査においては、1の各評価項目について、以下の基準に基づく5段階の評価を行う。

(基準)

- A：非常に優れている      B：優れている      C：妥当である  
D：やや不十分である      E：不十分である

## Ⅲ その他

### 1 開示・公開等

- (1) 選定に係る委員会の議事及び会議資料は原則として非公開とする。
- (2) 選定された事業は、文部科学省ウェブサイトへの掲載等により、広く社会へ情報提供することとする。
- (3) 委員会委員の氏名は、選定結果の発表に合わせて公表することとする。

### 2 利害関係者の排除

委員は、利害関係を有する大学等から申請がある場合は、その旨事務局に申し出ることとし、自己の関係する申請の審査を行わないものとする。

また、委員会における当該申請の個別審議に加わらないこととする。

(利害関係者と見なされる場合の例)

- ・委員が当該大学等の専任又は兼任の教職員として在職（就任予定を含む）している場合
- ・委員が当該大学・学校法人等の役員として在職（就任予定を含む。）している場合
- ・その他委員が中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される場合

### 3 情報の管理、守秘義務、申請書の用途制限等

- (1) 委員は、審査の過程で知り得た個人情報及び大学等の審査内容に係る情報について外部に漏らしてはならない。
- (2) 委員は、審査の過程で不公正な働きかけがあった場合は、すみやかに文部科学省に報告しなければならない。
- (3) 文部科学省は前項の報告を受けた場合は、適切に対処しなければならない。
- (4) 委員は、審査の過程で取得した情報（申請書等各種資料を含む）について他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理する。
- (5) 審査資料等は、取組の選定を行うことを目的とするものであり、委員はその目的の範囲内で使用する。

【審査手順（選定までの流れ）】

